

事務連絡
令和4年6月8日

各高齢者福祉施設等管理者 殿
障害児入所施設管理者 殿
障害者支援施設管理者 殿
短期入所（単独型）管理者 殿
共同生活援助事業管理者 殿
宿泊型自立訓練事業管理者 殿

茨城県新型コロナウイルスワクチン接種チーム
茨城県福祉部長寿福祉課
茨城県福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスワクチン接種（4回目）の促進について（依頼）

平素より、本県の福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り、また、新型コロナウイルス感染対策につきましても御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記ワクチンの4回目接種の目的は重症化予防であるため、福祉施設における重症化リスクの高い入所者等に対しても、3回目接種から5か月経過後ただちに接種を進めることが肝要です。

このため、既に厚生労働省により、福祉施設の入所者等に対する接種体制を構築するよう通知されているところですが、各施設におかれましては、下記のとおり4回目接種の促進に御協力をお願いいたします。

なお、各郡市医師会、医療機関及び市町村へも、施設における早期接種への協力を依頼しておりますことを申し添えます。

記

1 接種対象者の確認・接種日程の調整等について

(1) 接種対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した次の者

- ① 60歳以上の者
- ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患のある者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

(2) 接種日程の調整について

3回目接種から5か月経過後、1週間以内に接種を受ける機会を設けられるよう、週単位で対象者を把握し、嘱託医等の接種医と接種日程を御調整ください。

(3) 嘱託医等の接種医の都合が合わないことなどにより接種が遅れてしまう場合には、次の方法等により、他の医療機関の協力について御相談ください。

ア 協力医療機関のみでの対応では、接種が遅れてしまう場合には、協力医療機関に加えて、さらに接種に協力いただける医療機関を紹介してもらうなど、協力医療機関と調整をお願いいたします。

イ 協力医療機関のみで他の医療機関の協力をいただくことが難しい場合は、協力医療機関から郡市医師会へ調整を依頼してもらってください。

ウ 協力医療機関が無い場合には、所在地の市町村の福祉施設担当部署に御相談いただき、その部署から各郡市医師会へ調整を依頼してもらってください。

(4) 施設での接種が難しい場合

必要に応じて市町村と相談の上、個別医療機関や集団接種会場、県大規模接種会場での接種についても御検討願います。

(5) なお、ワクチンの接種についても、入居者の処遇に支障ない範囲において、新型コロナウイルス感染症に係る例外的な人員基準の弾力的運用が認められておりますことを申し添えます。

2 ワクチン接種券について

接種券がないことにより接種が遅延することがないように、施設における60歳以上の方などの対象者の情報を早い段階で市町村の福祉施設担当部署やワクチン担当部署と共有していただきますようお願いいたします。

※ 障害者支援施設等については、厚生労働省の通知に基づき、施設が入所者等のワクチン接種券を代理で申請することが可能ですので、別添様式を御活用ください。

【連絡先】

茨城県保健医療部医療局薬務課

新型コロナウイルスワクチン接種チーム 庄司、所畑

電話：029-301-5294

茨城県福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査グループ

電話：029-301-3281

介護基盤整備・支援グループ

電話：029-301-3321

茨城県福祉部障害福祉課自立支援グループ

電話：029-301-3363